

## 日光市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想新旧対照表

変 更 後	現 行
<p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</p> <p>1 農業経営基盤の確立</p> <p>日光市（以下「市」という。）は、栃木県の北西部に位置し、群馬県、福島県に接し面積1,450平方キロメートル、県土のおよそ4分の1を占める広大な面積を誇り、その大部分を占める北部・西部の山岳地帯と南部の扇状地帯との標高差は2,000メートルを超え、多様な自然環境を有している。</p> <p>高冷地域においては冷涼な気候を生かした雨よけほうれん草の栽培、乳用牛及び肉用牛の放牧が行われており、扇状地地域においては水稲を中心とした農業経営が多く行われている。国際的な観光地であるとともに首都圏の農産物供給地として比較的地理的条件に恵まれているが、人口減少による担い手不足及び基盤整備の遅れにより生産構造が不安定である。</p> <p>今後は、立ち遅れている生産基盤の整備を最重点課題として推進し、耕種を中心に規模拡大を志向する農家を育成し、体質強化を図るとともに、土地利用型農業についても、高収益性の作目、作型を導入して、地域として産地化を推進し、生産の拡大を図る。これらの土地利用型農業の体質強化を中心に、園芸・畜産の調和ある産地の確立を目指す。</p> <p>また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努める。</p> <p>さらに、農業従事者の高齢化、後継者不足等の担い手不足に対応するため、<u>農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する地域計画（以下「地域計画」という。）の内容</u>を踏まえ、集落営農組織の<u>連携や合併等による</u>体質強化又は再編、企業の農業参入、担い手のネットワーク構築等地域農業を持続的に支える仕組みづくりを推進する。併せて、農地の遊休化を防止する施策を講じ、農地の有効活用を目指す。</p> <p>2 労働時間目標と農業所得目標</p> <p>市の農業構造については、高度経済成長期より農業労働力の他産業への流出が増え続け、これ</p>	<p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</p> <p>1 農業経営基盤の確立</p> <p>日光市（以下「市」という。）は、栃木県の北西部に位置し、群馬県、福島県に接し面積1,450平方キロメートル、県土のおよそ4分の1を占める広大な面積を誇り、その大部分を占める北部・西部の山岳地帯と南部の扇状地帯との標高差は2,000メートルを超え、多様な自然環境を有している。</p> <p>高冷地域においては冷涼な気候を生かした雨よけほうれん草の栽培、乳用牛及び肉用牛の放牧が行われており、扇状地地域においては水稲を中心とした農業経営が多く行われている。国際的な観光地であるとともに首都圏の農産物供給地として比較的地理的条件に恵まれているが、人口減少による担い手不足及び基盤整備の遅れにより生産構造が不安定である。</p> <p>今後は、立ち遅れている生産基盤の整備を最重点課題として推進し、耕種を中心に規模拡大を志向する農家を育成し、体質強化を図るとともに、土地利用型農業についても、高収益性の作目、作型を導入して、地域として産地化を推進し、生産の拡大を図る。これらの土地利用型農業の体質強化を中心に、園芸・畜産の調和ある産地の確立を目指す。</p> <p>また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努める。</p> <p>さらに、農業従事者の高齢化、後継者不足等 _____ に対応するため、<u>人・農地プランの</u> <u>実質化</u> _____を踏まえ、集落営農組織の _____ 体質強化又は再編、企業の農業参入、担い手のネットワーク構築等地域農業を持続的に支える仕組みづくりを推進する。併せて、農地の遊休化を防止する施策を講じ、農地の有効活用を目指す。</p> <p>2 労働時間目標と農業所得目標</p> <p>市の農業構造については、高度経済成長期より農業労働力の他産業への流出が増え続け、これ</p>

までの兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展を見せないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時、世代交代等を機に急速に農地の流動化、作業の受委託が進むことが見込まれる。

一方、中山間地域等である今市地域の一部・日光地域・藤原地域・足尾地域・栗山地域においては、農業就労人口の高齢化及び減少に伴って農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で、一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を来すおそれがある。

市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのある農業を実現するため、将来（おおむね10年後）の農業経営の発展の目標を目指し農業を主業とする農業者が自らの創意と工夫により、他産業従事者と同水準の労働時間と生涯所得が確保できる農業経営目標を次のとおりとし、農業経営体の育成を図る。

主たる従事者1人当たり	年間総労働時間	2,000時間
	年間農業所得	480万円
(1個別経営体当たり)	年間農業所得	600万円)

また、これらの経営が市の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

### 3 施策

市は、2において目標とする農業経営体が地域における農業生産の相当部分を担うことができるよう、認定農業者の確保・育成、女性の農業経営への参画、一元的に経理を行い法人化する計画を有する等の集落営農組織の育成を重点的に行い、それらの実効性を上げるために次の取組を推進する。

- (1) 目標とする農業経営体の確保及び育成のための活動強化
- (2) 目標とする農業経営体の育成のための支援措置の重点化
- (3) 家族経営協定の締結及び農業経営改善計画の共同申請の促進
- (4) 地域営農体制の確立

までの兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展を見せないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時、世代交代等を機に急速に農地の流動化、作業の受委託が進むことが見込まれる。

一方、中山間地域等である今市地域の一部・日光地域・藤原地域・足尾地域・栗山地域においては、農業就労人口の高齢化及び減少に伴って農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で、一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を来すおそれがある。

市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのある農業を実現するため、将来（おおむね10年後）の農業経営の発展の目標を目指し農業を主業とする農業者が自らの創意と工夫により、他産業従事者と同水準の労働時間と生涯所得が確保できる農業経営目標を次のとおりとし、農業経営体の育成を図る。

主たる従事者1人当たり	年間総労働時間	2,000時間
	年間農業所得	480万円
(1個別経営体当たり)	年間農業所得	600万円)

また、これらの経営が市の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

### 3 施策

市は、2において目標とする農業経営体が地域における農業生産の相当部分を担うことができるよう、認定農業者の確保・育成、女性の農業経営への参画、一元的に経理を行い法人化する計画を有する等の集落営農組織の育成を重点的に行い、実効を上げるために次の取組を推進する。

- (1) 目標とする農業経営体の確保及び育成のための活動強化
- (2) 目標とする農業経営体の育成のための支援措置の重点化
- (3) 家族経営協定の締結及び農業経営改善計画の共同申請の促進
- (4) 地域営農体制の確立

- (5) 農用地利用調整活動の強化
- (6) 農地中間管理機構の活用促進
- (7) 農用地利用集積のための助成制度の充実

#### 4 推進体制

市は、日光市農業委員会（以下「農業委員会」という。）、一般財団法人日光市農業公社（以下「市農業公社」という。）、栃木県上都賀農業振興事務所（以下「上都賀農業振興事務所」という。）並びに上都賀農業協同組合及び栃木県開拓農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うための日光市担い手育成総合支援協議会において、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者、その集団及びこれら周辺農家に対して営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域農業の将来方向について選択判断を行うことにより、それぞれの農業経営改善計画の自主的な作成及び相互の連携が図られるよう指導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、市農業公社による農地の集積・集約化の促進及び農業委員会等による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて利用権の設定等を進める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、広域的に農業経営を営む法人等の設立及び企業の農業参入を促進し、集落営農組織間の連携及び

- (5) 農用地利用調整活動の強化
- (6) 農地中間管理機構の活用促進
- (7) 農用地利用集積のための助成制度の充実

#### 4 推進体制

市は、日光市農業委員会（以下「農業委員会」という。）、一般財団法人日光市農業公社（以下「市農業公社」という。）、栃木県上都賀農業振興事務所（以下「上都賀農業振興事務所」という。）並びに上都賀農業協同組合及び栃木県開拓農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うための日光市担い手育成総合支援協議会において、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者、その集団及びこれら周辺農家に対して営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域農業の将来方向について選択判断を行うことにより、それぞれの農業経営改善計画の自主的な作成及び相互の連携が図られるよう指導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、市農業公社による農地の集積・集約化の促進及び農業委員会等による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、広域的に農業経営を営む法人等の設立及び企業の農業参入を促進し、集落営農組織間の連携及び

合併による再編も視野に広域的に営農を展開する組織を育成するとともに、農用地の受け手となる農業経営を営む法人(特定農業法人)及び一定の要件を満たす農用地の利用集積を行う団体(特定農業団体)による農用地の利用、農作業受託等の自主的な取決めに基づく利用調整を推進する。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、市農業公社と連携を密にして利用権の設定等により

意欲的な農業経営の規模拡大に資するように努める。併せて、集約的な経営展開を助長するため、上都賀農業振興事務所の指導の下に既存施設園芸の作型、生産技術の改善及び新品種の導入による高収益化及び新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域等における認定農業者の確保が難しい地区においては、農業・農村の多様性を鑑み、より地域の実情に則した経営体系の確立に努める。

さらに、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進、集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとする。

## 5 支援チーム

市は、日光市担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式及び経営管理の合理化等経営改善方策を提示する等の重点的指導及び研修会の開催等を行う。

合併による再編も視野に広域的に営農を展開する組織を育成するとともに、農用地の受け手となる農業経営を営む法人(特定農業法人)及び一定の要件を満たす農用地の利用集積を行う団体(特定農業団体)による農用地の利用、農作業受託等の自主的な取決めに基づく利用調整を推進する。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、市農業公社と連携を密にして農地貸借の促進と農作業受委託の

促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するように努める。併せて、集約的な経営展開を助長するため、上都賀農業振興事務所の指導の下に既存施設園芸の作型、生産技術の改善及び新品種の導入による高収益化及び新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農地所有各法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域等における認定農業者の確保が難しい地区においては、農業・農村の多様性を鑑み、より地域の実情に則した経営体系の確立に努める。

さらに、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進、集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとする。

## 5 支援チーム

市は、日光市担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式及び経営管理の合理化等経営改善方策を提示する等の重点的指導及び研修会の開催等を行う。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

## 6 農業経営の近代化対策

農業経営を構成する個々の世帯員が共同経営者としての立場を確保し、農業経営の方向・生活目標を明確にするため、家族経営協定の締結を推進する。また、組織経営体については、労働協約等の締結を推進する。

## 7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

### (1) 新規就農の現状

市域の令和2年度の新規就農者は9人であり、過去5年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの土地利用型農業の体質強化を中心に、耕種、園芸、畜産の調和のある産地の確立を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

### (2) 新たに農業を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図る。

#### ア 確保・育成すべき人数の目標

栃木県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を年間300人とする目標を踏まえ、市域においては、年間10人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で5組織増加させる。

#### イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

市域及びその周辺市町他産業従事者及び優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人当たり2,000時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(2に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の4割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人当たりの年間農業所得200万円程度)を目標とする。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

## 6 農業経営の近代化対策

農業経営を構成する個々の世帯員が共同経営者としての立場を確保し、農業経営の方向・生活目標を明確にするため、家族経営協定の締結を推進する。また、組織経営体については、労働協約等の締結を推進する。

## 7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

### (1) 新規就農の現状

市域の令和2年度の新規就農者は9人であり、過去5年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの土地利用型農業の体質強化を中心に、耕種、園芸、畜産の調和のある産地の確立を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

### (2) 新たに農業を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図る。

#### ア 確保・育成すべき人数の目標

栃木県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を年間300人とする目標を踏まえ、市域においては、年間10人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で5組織増加させる。

#### イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

市域及びその周辺市町他産業従事者及び優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人当たり2,000時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(2に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の4割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人当たりの年間農業所得200万円程度)を目標とする。



	経営面積 13ha	ドリルシーダー 《その他》 麦・大豆については二毛作 作付けの団地化					経営面積 13ha	ドリルシーダー 《その他》 麦・大豆については二毛作 作付けの団地化			
No.2 水稲 +そば +麦	水稲 8ha そば 5ha 麦 2.5ha 作業受託 4ha 経営面積 13ha	トラクター(48ps) 1台 田植機(8条) 1台 コンバイン(4条) 1台 乾燥機(主に CE.RC 利 用) そば用収穫機 1/3 式 ドリルシーダー 《その他》 麦・そば・水稲の輪作 作付けを行う 作付けの団地化	1台 1台 1台	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・圃場管理システムの確立	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・臨時雇用の導入	No.2 水稲 +そば +麦	水稲 8ha そば 5ha 麦 2.5ha 作業受託 4ha 経営面積 13ha	トラクター(48ps) 1台 田植機(8条) 1台 コンバイン(4条) 1台 乾燥機(主に CE.RC 利 用) そば用収穫機 1/3 式 ドリルシーダー 《その他》 麦・そば・水稲の輪作 作付けを行う 作付けの団地化	1台 1台 1台	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・圃場管理システムの確立	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No.3 水稲 +麦 +露地 野菜	水稲 6ha 野菜(なす等) 0.2ha 麦 2.5ha 経営面積 8.7ha	トラクター(48ps) 1台 田植機(6条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(主に CE.RC 利 用) ドリルシーダー 《その他》 作付けの団地化	1台 1台 1台	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・品質管理システムの確立	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・臨時雇用の導入	No.3 水稲 +麦 +露地 野菜	水稲 6ha 野菜(なす等) 0.2ha 麦 2.5ha 経営面積 8.7ha	トラクター(48ps) 1台 田植機(6条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(主に CE.RC 利 用) ドリルシーダー 《その他》 作付けの団地化	1台 1台 1台	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・品質管理システムの確立	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No.4	水稲	トラクター(33ps) 1台	1台	・複式簿記の活用	・家族経営協定の	No.4	水稲	トラクター(33ps) 1台	1台	・複式簿記の活用	・家族経営協定の

水稲 +露地 野菜 +林産 物	3ha 露地野菜 (なす等) 0.2ha 林産物(しいた け等) 5,000本 経営面積 3.45ha	田植機(4条) 1台 コンバイン(2条) 1台 乾燥機(主に CE.RC 利 用)	用 ・青色申告の実 施 ・品質管理シス テムの確立	締結 ・休日制の導入 ・臨時雇用の導入	水稲 +露地 野菜 +林産 物	3ha 露地野菜 (なす等) 0.2ha 林産物(しいた け等) 5,000本 経営面積 3.45ha	田植機(4条) 1台 コンバイン(2条) 1台 乾燥機(主に CE.RC 利 用)	用 ・青色申告の実 施 ・品質管理シス テムの確立	締結 ・休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No.5 水稲 +果樹	水稲 3ha 果樹(なし、りん ご) 各0.4ha 経営面積 3.8ha	トラクター(33ps) 1台 田植機(6条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(主に CE.RC 利 用) スピートスプレー 1台 草刈機 1台 《その他》 作付けの団地化	・複式簿記の活 用 ・青色申告の実 施 ・品管理システ ムの確立	・家族経営協定の 締結 ・休日制の導入 ・臨時雇用の導入	No.5 水稲 +果樹	水稲 3ha 果樹(なし、りん ご) 各0.4ha 経営面積 3.8ha	トラクター(33ps) 1台 田植機(6条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(主に CE.RC 利 用) スピートスプレー 1台 草刈機 1台 《その他》 作付けの団地化	・複式簿記の活 用 ・青色申告の実 施 ・品管理システ ムの確立	・家族経営協定の 締結 ・休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No.6 水稲 +林産 物	水稲 7ha 林産物(しいた け等) 5,000本	トラクター(48ps) 1台 田植機(6条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(主に CE.RC 利 用) 《その他》 作付けの団 地化	・複式簿記の活 用 ・青色申告の実 施 ・品管理システ ムの確立	・家族経営協定の 締結 ・休日制の導入 ・臨時雇用の導入	No.6 水稲 +林産 物	水稲 7ha 林産物(しいた け等) 5,000本	トラクター(48ps) 1台 田植機(6条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(主に CE.RC 利 用) 《その他》 作付けの団 地化	・複式簿記の活 用 ・青色申告の実 施 ・品管理システ ムの確立	・家族経営協定の 締結 ・休日制の導入 ・臨時雇用の導入



	経営面積 7ha										
No.7 水稲 +肉用牛	水稲 7ha 肥育牛(和牛) 40頭 出荷肉牛25頭 経営面積 7ha	トラクター(48ps) 1台 田植機(6条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(主に CE.RC 利用) 牛舎 糞尿処理施設 他 《その他》 作付けの団地化	1台 1台 1台	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・圃場管理、飼育管理システムの確立 ・環境保全型畜産経営の確立	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・臨時雇用の導入	No.7 水稲 +肉用牛	水稲 7ha 肥育牛(和牛) 40頭 出荷肉牛25頭 経営面積 7ha	トラクター(48ps) 1台 田植機(6条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(主に CE.RC 利用) 牛舎 糞尿処理施設 他 《その他》 作付けの団地化	1台 1台 1台	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・圃場管理、飼育管理システムの確立 ・環境保全型畜産経営の確立	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No.8 水稲 +養豚	水稲 7ha 種雌豚 50頭 経営面積 7ha	トラクター(48ps) 1台 田植機(6条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(主に CE.RC 利用) 豚舎 ストール舎 育成舎 糞尿処理施設 他 《その他》 作付けの団地化	1台 1台 1台	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・圃場管理、飼育管理システムの確立 ・環境保全型畜産経営の確立	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・臨時雇用の導入	No.8 水稲 +養豚	水稲 7ha 種雌豚 50頭 経営面積 7ha	トラクター(48ps) 1台 田植機(6条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(主に CE.RC 利用) 豚舎 ストール舎 育成舎 糞尿処理施設 他 《その他》 作付けの団地化	1台 1台 1台	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・圃場管理、飼育管理システムの確立 ・環境保全型畜産経営の確立	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No.9 切り花 +水稲	切り花 (りんどう等) 0.4ha 水稲	園芸用ハウス(ハイハウス等) (4,000㎡) コンバイン(3条) 1台 田植機(6条) 1台	1台 1台	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・臨時雇用の導入	No.9 切り花 +水稲	切り花 (りんどう等) 0.4ha 水稲	園芸用ハウス(ハイハウス等) (4,000㎡) コンバイン(3条) 1台 田植機(6条) 1台	1台 1台	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・臨時雇用の導入

	5ha 経営面積 5.4ha	トラクター (48ps) 1台 《その他》 作付けの団地化	・流通管理シ テムの確立			5ha 経営面積 5.4ha	トラクター (48ps) 1台 《その他》 作付けの団地化	・流通管理シ テムの確立		
No.10 鉢もの 鉢もの	鉢もの (シクラム等) 0.25ha 経営面積 0.25ha	低コスト対候性ハウス等(2,500 ㎡) 暖房・灌水施設 トラクター (25ps)	・複式簿記の活 用 ・青色申告の実 施 ・流通管理シ テムの確立	・家族経営協定の 締結 ・休日制の導入 ・臨時雇用の導入		No.10 鉢もの 鉢もの	鉢もの (シクラム等) 0.25ha 経営面積 0.25ha	低コスト対候性ハウス等(2,500 ㎡) 暖房・灌水施設 トラクター (25ps)	・複式簿記の活 用 ・青色申告の実 施 ・流通管理シ テムの確立	・家族経営協定の 締結 ・休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No.11 施設野菜 +水稲	施設野菜(にら) 0.5ha 水稲 3ha 経営面積 3.5ha	園芸用ハ <sup>イ</sup> フ <sup>フ</sup> ハウス (5,000 ㎡) トラクター (33ps) 1台 田植機 (6条) 1台 コンバイン (3条) 1台 乾燥機 (主に CE.RC 利 用) にら 袴取機 1台 にら 結束機 1台	・複式簿記の活 用 ・青色申告の実 施 ・品質管理シ テムの確立	・家族経営協定の 締結 ・休日制の導入 ・臨時雇用の導入		No.11 施設野菜 +水稲	施設野菜(にら) 0.5ha 水稲 3ha 経営面積 3.5ha	園芸用ハ <sup>イ</sup> フ <sup>フ</sup> ハウス (5,000 ㎡) トラクター (33ps) 1台 田植機 (6条) 1台 コンバイン (3条) 1台 乾燥機 (主に CE.RC 利 用) にら 袴取機 1台 にら 結束機 1台	・複式簿記の活 用 ・青色申告の実 施 ・品質管理シ テムの確立	・家族経営協定の 締結 ・休日制の導入 ・臨時雇用の導入
	施設野菜(アスパ ラガス) 0.3ha 水稲 6ha 経営面積 6.3ha	トラクター (48ps) 1台 田植機 (6条) 1台 コンバイン (3条) 1台 乾燥機 (主に CE.RC 利 用) 《その他》 作付けの団地化					施設野菜(アスパ ラガス) 0.3ha 水稲 6ha 経営面積 6.3ha	トラクター (48ps) 1台 田植機 (6条) 1台 コンバイン (3条) 1台 乾燥機 (主に CE.RC 利 用) 《その他》 作付けの団地化		

	施設野菜(いちご) 0.3ha 水稲 3ha 経営面積 3.3ha	園芸用ハウスのハウス (3,000㎡) 暖房設備・自動換気・カーテン装置 夜冷蔵庫・予冷蔵庫 畦上げ機 1台 トラクター(33ps) 田植機(6条) コンバイン(3条) 乾燥機(主に CE.RC 利用)				施設野菜(いちご) 0.3ha 水稲 3ha 経営面積 3.3ha	園芸用ハウスのハウス (3,000㎡) 暖房設備・自動換気・カーテン装置 夜冷蔵庫・予冷蔵庫 畦上げ機 1台 トラクター(33ps) 田植機(6条) コンバイン(3条) 乾燥機(主に CE.RC 利用)			
No.12 施設野菜	雨よけ ほうれん草等 1ha だいこん等 0.5ha 経営面積 1.5ha	トラクター (40ps) 予冷蔵庫 1台 園芸用ハウスのハウス(雨よけ) 30a 大根洗い機 1台 包装機 1台 調整作業舎 1棟	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・品質管理システムの確立	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・臨時雇用の導入	No.12 施設野菜	雨よけ ほうれん草等 1ha だいこん等 0.5ha 経営面積 1.5ha	トラクター (40ps) 予冷蔵庫 1台 園芸用ハウスのハウス(雨よけ) 30a 大根洗い機 1台 包装機 1台 調整作業舎 1棟	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・品質管理システムの確立	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・臨時雇用の導入	
No.13 酪農	経産牛 25頭 育成牛 15頭 飼料作物 9ha 経営面積	トラクター (80ps、50ps) 2台 牛舎(バンクナー方式) ロールバレー 1台 ローター 1台 糞尿処理施設 他 《その他》	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・飼養管理システムの確立 ・環境保全型畜	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・ヘルパー制度の導入	No.13 酪農	経産牛 25頭 育成牛 15頭 飼料作物 9ha 経営面積	トラクター (80ps、50ps) 2台 牛舎(バンクナー方式) ロールバレー 1台 ローター 1台 糞尿処理施設 他 《その他》	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・飼養管理システムの確立 ・環境保全型畜	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・ヘルパー制度の導入	

	9ha	飼料自給率の向上 作付の団地化	産 営 営 の 確 立			9ha	飼料自給率の向上 作付の団地化	産 営 営 の 確 立	
No.14 肉用牛 (和牛肥 育)	肥育牛(和牛) 70頭 出荷肉牛45頭 飼料作物 5ha 経営面積 5ha	トラクター (30ps) 1台 牛舎(バンクナー方式) ロールバレー 1台 ローダー 1台 糞尿処理施設 他	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・飼養管理システムの確立 ・環境保全型畜産経営の確立	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・臨時雇用の導入	No.14 肉用牛 (和牛肥 育)	肥育牛(和牛) 70頭 出荷肉牛45頭 飼料作物 5ha 経営面積 5ha	トラクター (30ps) 1台 牛舎(バンクナー方式) ロールバレー 1台 ローダー 1台 糞尿処理施設 他	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・飼養管理システムの確立 ・環境保全型畜産経営の確立	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No.15 肉用牛 (和牛繁 殖)	繁殖牛(和牛) 50頭 出荷子牛40頭 飼料作物 6ha 経営面積 6ha (他公共牧場 利用)	牛舎 糞尿処理施設 トラクター (80ps・50ps) 2台 ロールバレー 1台 ローダー 1台	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・飼養管理システムの確立	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・臨時雇用の導入	No.15 肉用牛 (和牛繁 殖)	繁殖牛(和牛) 50頭 出荷子牛40頭 飼料作物 6ha 経営面積 6ha (他公共牧場 利用)	牛舎 糞尿処理施設 トラクター (80ps・50ps) 2台 ロールバレー 1台 ローダー 1台	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・飼養管理システムの確立	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・臨時雇用の導入
No.16 養豚	繁殖豚 85頭 出荷肉豚1,870頭 (種雌豚) 110頭	トラクター (30ps) 1台 豚舎 ストール舎 育成舎 糞尿処理施設 ローダー 1台 他	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・飼養管理システムの確立	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・臨時雇用の導入	No.16 養豚	繁殖豚 85頭 出荷肉豚1,870頭 (種雌豚) 110頭	トラクター (30ps) 1台 豚舎 ストール舎 育成舎 糞尿処理施設 ローダー 1台 他	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・飼養管理システムの確立	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・臨時雇用の導入

			・環境保全型畜産経営の確立	
No.17 養鶏	採卵鶏 12,000羽	成鶏舎 育成舎 鶏糞乾燥機 <sup>レ</sup> ニールハウス 育雛機 選卵選別機 他	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・飼養管理システムの確立 ・環境保全型畜産経営の確立	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・臨時雇用の導入

注) 1 個別経営体に係る農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定し、主たる従事者1人に対し、補助的従事者1～2人として示している。

2 経営類型の生産方式の共通事項：スマート農業技術の導入による生産性向上

2 組織的経営体の主要な営農類型

営農類型	経営規模 (作付面積等)	生産方式 (主な資本装備)	経営管理の方法	農業従事の態様
No.1 水稲 +麦 +大豆 (主たる)	水稲 25ha 麦 7.5ha 大豆 15ha	トラクター (50～60ps) 2台 田植機 (8条) 2台 コンバイン (5条) 2台 乾燥機 (主に CE.RC 利用) 乗用管理機 2台	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・経営分析の実施	・休日制の導入 ・臨時雇用の導入

			・環境保全型畜産経営の確立	
No.17 養鶏	採卵鶏 12,000羽	成鶏舎 育成舎 鶏糞乾燥機 <sup>レ</sup> ニールハウス 育雛機 選卵選別機 他	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・飼養管理システムの確立 ・環境保全型畜産経営の確立	・家族経営協定の締結 ・休日制の導入 ・臨時雇用の導入

注) 1 個別経営体に係る農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定し、主たる従事者1人に対し、補助的従事者1～2人として示している。

2 経営類型の生産方式の共通事項：スマート農業技術の導入による生産性向上

2 組織的経営体の主要な営農類型

営農類型	経営規模 (作付面積等)	生産方式 (主な資本装備)	経営管理の方法	農業従事の態様
No.1 水稲 +麦 +大豆 (主たる)	水稲 25ha 麦 7.5ha 大豆 15ha	トラクター (50～60ps) 2台 田植機 (8条) 2台 コンバイン (5条) 2台 乾燥機 (主に CE.RC 利用) 乗用管理機 2台	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・経営分析の実施	・休日制の導入 ・臨時雇用の導入

従事者3人	作業受託 10ha  経営面積 57.5ha	(トラクターを導入した場合 1台) 大豆用収穫機、選別機2台 トラクター 他 《その他》 麦・大豆については二毛作作付けの団地化	・圃場管理システムの確立		従事者3人	作業受託 10ha  経営面積 57.5ha	(トラクターを導入した場合 1台) 大豆用収穫機、選別機2台 トラクター 他 《その他》 麦・大豆については二毛作作付けの団地化	・圃場管理システムの確立	
No.2 施設野菜 (主たる従事者2人)	ほうれん草 5ha  経営面積 5ha	トラクター (40,48ps) 各1台 包装機 1台  園芸用パイプハウス(雨よけ) 2ha  調整作業・予冷施設 1棟 他	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・圃場・品質管理システムの確立	・休日制の導入 ・常時雇用・臨時雇用の導入	No.2 施設野菜 (主たる従事者2人)	ほうれん草 5ha  経営面積 5ha	トラクター (40,48ps) 各1台 包装機 1台  園芸用パイプハウス(雨よけ) 2ha  調整作業・予冷施設 1棟 他	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・圃場・品質管理システムの確立	・休日制の導入 ・常時雇用・臨時雇用の導入
No.3 肉用牛 (主たる従事者2人)	繁殖牛(和牛) 80頭 出荷子牛 70頭 経営面積 49ha  (内採草放牧地 40ha)	牛舎 2棟 糞尿処理施設  トラクター (50ps・30ps) ロータリー 1台  《その他》 中山間地	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・飼養管理システムの確立	・休日制の導入 ・臨時雇用の導入	No.3 肉用牛 (主たる従事者2人)	繁殖牛(和牛) 80頭 出荷子牛 70頭 経営面積 49ha  (内採草放牧地 40ha)	牛舎 2棟 糞尿処理施設  トラクター (50ps・30ps) ロータリー 1台  《その他》 中山間地	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・飼養管理システムの確立	・休日制の導入 ・臨時雇用の導入

注) 1 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目

注) 1 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目

標とする所得額が目標に到達することを基本とする。

2 経営類型の生産方式の共通事項：スマート農業技術の導入による生産性向上

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が、第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、本市における主要なモデル的経営類型の指標を次のとおり示す。

【個別経営体】

営農類型	経営規模 (作付面積等)	生産方式 (主な資本装備)	経営管理の 方法	農業従事の 態様
No.1 水稲 +麦 +大豆	水稲 3ha 麦 2ha 大豆 2ha <経営面積> 5ha	トラクター (30ps) 1台 田植機 (4条植) 1台 コンバイン (3条刈) 1台 乾燥機 (主に CE.RC 利用) シーガー (麦・大豆) 1台 大豆用コンバイン 1台 大豆用選別機 1/3台  <その他> 麦・大豆の二毛作とする 作付けの団地化	・複式簿記 の活用 ・青色申告の 実施	・家族経営協 定の実施、 給料制、休 日制の導 入
No.2 いちご	いちご 0.18ha <経営面積> 0.18ha	ハイハウス 1,800㎡ (自動換気・カーテン装置・炭 酸ガス発生装置) 保冷库 1坪 育苗用ハイハウス 1棟	・複式簿記 の活用 ・青色申告 の実施	・家族経営協 定の実施、 給料制、休 日制の導 入

標とする所得額が目標に到達することを基本とする。

2 経営類型の生産方式の共通事項：スマート農業技術の導入による生産性向上

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が、第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、本市における主要なモデル的経営類型の指標を次のとおり示す。

【個別経営体】

営農類型	経営規模 (作付面積等)	生産方式 (主な資本装備)	経営管理の 方法	農業従事の 態様
No.1 水稲 +麦 +大豆	水稲 3ha 麦 2ha 大豆 2ha <経営面積> 5ha	トラクター (30ps) 1台 田植機 (4条植) 1台 コンバイン (3条刈) 1台 乾燥機 (主に CE.RC 利用) シーガー (麦・大豆) 1台 大豆用コンバイン 1台 大豆用選別機 1/3台  <その他> 麦・大豆の二毛作とする 作付けの団地化	・複式簿記 の活用 ・青色申告の 実施	・家族経営協 定の実施、 給料制、休 日制の導 入
No.2 いちご	いちご 0.18ha <経営面積> 0.18ha	ハイハウス 1,800㎡ (自動換気・カーテン装置・炭 酸ガス発生装置) 保冷库 1坪 育苗用ハイハウス 1棟	・複式簿記 の活用 ・青色申告 の実施	・家族経営協 定の実施、 給料制、休 日制の導 入

		畝上機 1台 トラクター (30ps) 1台 <その他> 出荷規格の簡素化					畝上機 1台 トラクター (30ps) 1台 <その他> 出荷規格の簡素化		
No.3 にら	にら 0.225ha (収穫面積) <経営面積> 0.45ha	ハイハウス 4,500㎡ にら採取機 1台 にら結束機 1台 保冷库 1坪 育苗用ハイハウス 1棟 トラクター (30ps) 1台	・複式簿記 の活用 ・青色申告 の実施	・家族経営協 定の実施、 給料制、休 日制の導 入	No.3 にら	にら 0.225ha (収穫面積) <経営面積> 0.45ha	ハイハウス 4,500㎡ にら採取機 1台 にら結束機 1台 保冷库 1坪 育苗用ハイハウス 1棟 トラクター (30ps) 1台	・複式簿記 の活用 ・青色申告 の実施	・家族経営協 定の実施、 給料制、休 日制の導 入
No.4 夏秋なす	なす 0.25ha <経営面積> 0.25ha	トラクター (25ps) 1台 支柱用ハイ	・複式簿記 の活用 ・青色申告 の実施	・家族経営協 定の実施、 給料制、休 日制の導 入	No.4 夏秋なす	なす 0.25ha <経営面積> 0.25ha	トラクター (25ps) 1台 支柱用ハイ	・複式簿記 の活用 ・青色申告 の実施	・家族経営協 定の実施、 給料制、休 日制の導 入
No.5 アスパラガス	アスパラガス 0.2ha <経営面積> 0.2ha	ハイハウス 2,000㎡ 保冷库 1坪 管理機 1台 アスパラガス自動選別機 1台 <その他> 耕畜連携による堆肥の活用	・複式簿記 の活用 ・青色申告 の実施	・家族経営協 定の実施、 給料制、休 日制の導 入	No.5 アスパラガス	アスパラガス 0.2ha <経営面積> 0.2ha	ハイハウス 2,000㎡ 保冷库 1坪 管理機 1台 アスパラガス自動選別機 1台 <その他> 耕畜連携による堆肥の活用	・複式簿記 の活用 ・青色申告 の実施	・家族経営協 定の実施、 給料制、休 日制の導 入
No.6 肉専用種繁殖	繁殖牛 15頭 飼料作物 2ha	牛舎 220㎡ トラクター (30ps) 1台 堆肥舎 1基	・複式簿記 の活用 ・青色申告 の実施	・家族経営協 定の実施、 給料制、休 日制の導	No.6 肉専用種繁殖	繁殖牛 15頭 飼料作物 2ha	牛舎 220㎡ トラクター (30ps) 1台 堆肥舎 1基	・複式簿記 の活用 ・青色申告 の実施	・家族経営協 定の実施、 給料制、休 日制の導



				入
--	--	--	--	---

(注) 個別経営体に係る指標の前提条件として、労働力構成は標準的な家族経営を想定し、主たる従事者1人、補助従事者1人とした。保有労働時間を上回った場合は、雇用労働力の導入を考慮した。

[組織経営体]

営農類型	経営規模 (作付面積等)	生産方式 (主な資本装備)	経営管理の 方法	農業従事の 態様
No.1 水稻 +麦 +大豆	水稻 10ha 麦 5ha 大豆 5ha <経営面積> 15ha	トラクター (50ps) 1台 田植機 (6条植) 1台 コンバイン (4条刈) 1台 乾燥機 (主に CE.RC 利用) ブームスプレーヤー 1台 フォークリフト 1台 シゲター (麦・大豆) 各1台 大豆用コンバイン 1台 色彩選別機 1台 <その他> 麦・大豆の二毛作とする 作付けの団地化	・経営体の 体質強 化のた めの自 己資本 の充実 ・青色申告 の実施 ・PCを活用 した経 営管理	・施設機械の 効率的利 用、農繁期 における 臨時雇用 者の確保 による作 業管理の 効率化及 び過重労 働の防止 ・従事者全員 の社会保 険の加入

(注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営み、又はこれと併せ農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業と同等の労働時間で地域の他産業従事と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの（例えば、農事組合法人、株式会社その他、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの）である。

2 組織経営体の主たる従事者は3人とした。

				入
--	--	--	--	---

(注) 個別経営体に係る指標の前提条件として、労働力構成は標準的な家族経営を想定し、主たる従事者1人、補助従事者1人とした。保有労働時間を上回った場合は、雇用労働力の導入を考慮した。

[組織経営体]

営農類型	経営規模 (作付面積等)	生産方式 (主な資本装備)	経営管理の 方法	農業従事の 態様
No.1 水稻 +麦 +大豆	水稻 10ha 麦 5ha 大豆 5ha <経営面積> 15ha	トラクター (50ps) 1台 田植機 (6条植) 1台 コンバイン (4条刈) 1台 乾燥機 (主に CE.RC 利用) ブームスプレーヤー 1台 フォークリフト 1台 シゲター (麦・大豆) 各1台 大豆用コンバイン 1台 色彩選別機 1台 <その他> 麦・大豆の二毛作とする 作付けの団地化	・経営体の 体質強 化のた めの自 己資本 の充実 ・青色申告 の実施 ・PCを活用 した経 営管理	・施設機械の 効率的利 用、農繁期 における 臨時雇用 者の確保 による作 業管理の 効率化及 び過重労 働の防止 ・従事者全員 の社会保 険の加入

(注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営み、又はこれと併せ農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業と同等の労働時間で地域の他産業従事と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの（例えば、農事組合法人、株式会社その他、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの）である。

2 組織経営体の主たる従事者は3人とした。

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

[新設]

第1の7(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携の下、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

とちぎ農業経営・就農支援センター、上都賀農業振興事務所、農業協同組合等と連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、市内の農業法人、先進農家等と連携して、高校、大学等からの研修及びインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関及び教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みを作ることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

市が主体となって栃木県農業大学校、上都賀農業振興事務所、農業委員会、農業士、農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修及び営農指導の時期、内容等の就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みを作る。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成及び見直しのお話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために日光市新規就農者交流会への参加を促すとともに、日光市認定農業者協議会との交流の機会を設ける。また、日光商工会議所及び日光市直売所等連絡協議会とも連携して、市内直売所への出荷のための

アドバイスをを行うなど、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、農業協同組合が運営する直売所等への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供等により、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する区域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資事業、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策及び県の新規就農関連事業を効率的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談についてはとちぎ農業経営・就農支援センターが、技術及び経営ノウハウについての習得については栃木県農業大学校が、就農後の営農指導等フォローアップについては上都賀農業振興事務所、農業協同組合、市認定農業者協議会、農業士等が、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構等が役割を分担しながら各種取組を進める。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標は、次のとおりである。

効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の利用集積目標	備 考
おおむね 45%	

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標は、次のとおりである。

効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の利用集積目標	備 考
おおむね 45%	

(注) 集積の目標には、基幹的農作業（水稲については、耕起・代かき、田植、収穫、その他の作物については、耕起、播種、収穫等）を3作業以上実施している農作業の受託面積を含む。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の利用の集積についての目標

農用地の利用集積に当たっては、より効率的な農業経営を可能とするため、効率的かつ安定的な農業経営への集約化を推進する こととし、県、市、農業委員会等が一体となり、地域計画の策定やその実現に向けた取組を通じて、担い手間の調整やほ場整備等を行い、農地中間管理事業を軸として、分散錯圃の解消及び農用地の連担化や団地面積の増加を図る。

なお、中山間地域等の担い手の不足する地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、遊休農地の発生防止・解消に有効な事業の活用や地域外からの担い手の呼び込みや出資型法人の設立、企業参入を進めるための取組や多様な経営体主体の参画による地域農業を支える仕組みづくりを進めるものとする。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成経営体数の目標

[個別経営体]

営農類型	目標	営農類型	目標
No.1 水稲+麦+大豆	45	No.10 鉢もの	20
No.2 水稲+そば+麦	10	No.11 施設野菜+水稲	20
No.3 水稲+麦+露地野菜	15	No.12 施設野菜	10
No.4 水稲+露地野菜+林産物	10	No.13 酪農	15

(注) 集積の目標には、基幹的農作業（水稲については、耕起・代かき、田植、収穫、その他の作物については、耕起、播種、収穫等）を3作業以上実施している農作業の受託面積を含む。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の利用の集積についての目標

農用地の利用集積に当たっては、より効率的な農業経営を可能とするため、効率的かつ安定的な農業経営への集約化を推進する \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(2) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成経営体数の目標

[個別経営体]

営農類型	目標	営農類型	目標
No.1 水稲+麦+大豆	45	No.10 鉢もの	20
No.2 水稲+そば+麦	10	No.11 施設野菜+水稲	20
No.3 水稲+麦+露地野菜	15	No.12 施設野菜	10
No.4 水稲+露地野菜+林産物	10	No.13 酪農	15

No. 5 水稲+果樹	5	No. 1 4 肉用牛 (和牛肥育)	5
No. 6 水稲+林産物	5	No. 1 5 肉用牛 (和牛繁殖)	3 0
No. 7 水稲+肉用牛	1 0	No. 1 6 養豚	1 0
No. 8 水稲+養豚	1 0	No. 1 7 養鶏	5
No. 9 切り花+水稲	5	合 計	2 3 0

[組織経営体]

営農類型	目 標	営農類型	目 標
No. 1 水稲+麦+大豆	1 0	No. 3 肉用牛	5
No. 2 露地野菜	5	合 計	2 0

## 2 農用地の効率的かつ総合的な利用の改善に関する事項

### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

市域の平坦部においては、水稲を主体とする土地利用型農業を中心として、農業の担い手不足が深刻化している。兼業農家の高齢化が進み、機械更新、世代交代等を機に急速に農地の集積・集約化、作業の受委託が進んではいないが、担い手の更なる確保が低迷している。また、市域の中山間地域等及び山間部においては、農業就業の高齢化、就業人口の減少等に伴って、地域農業の担い手が減少するとともに担い手等に集積されない農地においては一部が遊休化し、又は放棄されてきており、このような農地が近年増加傾向にある。

### (2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

No. 5 水稲+果樹	5	No. 1 4 肉用牛 (和牛肥育)	5
No. 6 水稲+林産物	5	No. 1 5 肉用牛 (和牛繁殖)	3 0
No. 7 水稲+肉用牛	1 0	No. 1 6 養豚	1 0
No. 8 水稲+養豚	1 0	No. 1 7 養鶏	5
No. 9 切り花+水稲	5	合 計	2 3 0

[組織経営体]

営農類型	目 標	営農類型	目 標
No. 1 水稲+麦+大豆	1 0	No. 3 肉用牛	5
No. 2 露地野菜	5	合 計	2 0

## 2 農用地の利用関係の改善に関する事項

### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

市域の平坦部においては、水稲を主体とする土地利用型農業を中心として、農業の担い手不足が深刻化している。兼業農家の高齢化が進み、機械更新、世代交代等を機に急速に農地の集積・集約化、作業の受委託が進んではいないが、担い手の更なる確保が低迷している。また、市域の中山間地域等及び山間部においては、農業就業の高齢化、就業人口の減少等に伴って、地域農業の担い手が減少するとともに担い手等に集積されない農地においては一部が遊休化し、又は放棄されてきており、このような農地が近年増加傾向にある。

### (2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受け切れない農地が発生することが予想される。そのため、担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため具体的に以下の施策・事業の実施を図っていく。

ア 地域計画 の促進

イ 農用地利用改善事業の実施

ウ 農作業受委託等の促進

エ 農業経営の改善を図るために必要な基幹的農業従事者の育成及び確保

オ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な施策

なお、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業経営の発展に躍進できるような農地の有効活用を図る。

(3) 関係団体等との連携体制

本市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、市農業公社、農業協同組合、土地改良区等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

3 地域計画 との一体的な運用に関する事項

地域計画 に位置付けられた中心経営体以外の農地の受け手は、地域農業の担い手として認知されていることから、積極的に認定農業者と位置付けられるよう指導・助言を行う。

4 経営改善計画の目標達成に向けた支援に関する事項

認定農業者が経営改善計画に沿って経営改善が図られるよう、計画の最終年における目標達成に向けて、中小企業診断士等の専門家の活用を推進し、関係機関・団体等が連携して指導・助言等の支援を行う。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、栃木県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受け切れない農地が発生することが予想される。そのため、担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため具体的に以下の施策・事業の実施を図っていく。

ア 利用権設定等 の促進

イ 農用地利用改善事業の実施

ウ 農作業受委託等の促進

エ 農業経営の改善を図るために必要な基幹的農業従事者の育成及び確保

オ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な施策

なお、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業経営の発展に躍進できるような農地の有効活用を図る。

(3) 関係団体等との連携体制

本市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、市農業公社、農業協同組合、土地改良区等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

3 人・農地プラン との一体的な運用に関する事項

人・農地プラン に位置付けられた中心経営体以外の農地の受け手は、地域農業の担い手として認知されていることから、積極的に認定農業者と位置付けられるよう指導・助言を行う。

4 経営改善計画の目標達成に向けた支援に関する事項

認定農業者が経営改善計画に沿って経営改善が図られるよう、計画の最終年における目標達成に向けて、中小企業診断士等の専門家の活用を推進し、関係機関・団体等が連携して指導・助言等の支援を行う。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、栃木県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する

基本的な事項に定められた方向に即しつつ、市域における農業の地域特性、すなわち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開、兼業化の著しい進行等の特徴を十分踏まえて、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業（以下「農地中間管理事業という。）との適切な役割分担を図りながら、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域計画推進事業
- (2) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- (3) 農作業受委託等促進事業
- (4) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- (5) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準  
その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 法第18条第1項の協議の場の設置方法

法第18条第1項の協議の場の設置方法は次のとおりとし、多くの農業者の参画を図る。

ア 開催時期

当市の基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定するものとする。

イ 情報提供の方法

協議の場を設ける日時及び場所をインターネット等を利用して周知するものとする。

ウ 参加者

農業者、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者とし、市は農用地の出し手及び受け手の意向が可能な限り反映されるよう調整を行うものとする。

(2) 法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、認定農業者等の営農活動が広域化していることから、今市地域については昭和29年の合併前の旧町村単位、その他の地域について

基本的な事項に定められた方向に即しつつ、市域における農業の地域特性、すなわち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開、兼業化の著しい進行等の特徴を十分踏まえて、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業 \_\_\_\_\_ との適切な役割分担を図りながら、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 利用権設定等促進事業
- (2) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- (3) 農作業受委託等促進事業
- (4) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- (5) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ア 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

(ア) 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次のaからeまでに掲げる要件の全て（農地所有適格法人にあってはa、d及びeに掲げる要件の全て）を備えること。

a 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

b 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

c その者が農業によって自立しようとする意欲及び能力を有すると認められること。

は平成18年の合併前の旧市町村単位とすることを原則とし、情勢の推移等を考慮して適宜見直すものとする。

(3) 法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

農地中間管理機構が実施する農地中間管理事業及び法第7条各号に掲げる事業の実施に当たっては、市、農業委員会、市農業公社及び市農業再生協議会は、地域計画の達成に資するよう農地中間管理機構に協力するものとする。

d その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農地所有適格法人にあっては常時従事者たる構成員をいう。）を有すること。

e 所有権の移転を受ける場合は、上記 a から d までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合又は近い将来農業後継者が確保できることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

(イ) 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

(ウ) 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の(ア)の a 及び b に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、a に掲げる要件）の全てを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

ウ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業及び法第7条第1号に規定する農地売買等事業を行う農地中間管理機構若しくは  
独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、若



しくは農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

エ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件の全てを備えるものとする。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 市長への確約書の提出、市長との協定の締結等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

(ウ) その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

オ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、アの規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

なお、農地所有適格法人による利用権の設定等を行うため農地所有適格法人の構成員が利用権の設定等を受ける場合には、当該農地所有適格法人の経営の育成に資するようにするものとし、いやしくも農外資本による実質的な経営支配、農地取得を招来しないようにする必要がある。

ただし、利用権の設定等を受けた土地の全てについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

カ アからオまでに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

## (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定され、又は移転される利用権の存続期間又は残存期

間に関する基準並びに当該利用権が賃借権である場合における借賃の算定基準及び支払の方法、当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決裁の方法並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。）の算定基準及び支払（持分又は株式の付与を含む。）の方法は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

ア 市及び農業委員会は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地保有合理化法人を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号経営局長通知）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

イ 市及び農業委員会は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続を進める。

(ア) 当該開発事業の実施が確実であること。

(イ) 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

(ウ) 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

ア 市及び農業委員会は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定めるものとする。

イ 市及び農業委員会は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定めるものとする。

(5) 要請及び申出

ア 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出を基に、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

イ 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

ウ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

エ イ及びウに定める申出を行う場合において、(4)のアの規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

ア 市は、(5)のアの規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定めるものとする。

イ 市は、(5)のイ及びウの規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

ウ ア及びイに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

エ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該

当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積及び利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにするものとする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、カの(イ)に掲げる事項については、(1)のエに定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

ア 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

イ アに規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積((1)のエに定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)

ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

エ アに規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係

オ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後ににおける土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係

カ アに規定する者が(1)のエに該当する者である場合には、次に掲げる事項

(ア) その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

(イ) その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

a 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

b 原状回復の費用の負担者

c 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

d 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

e その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

キ アに規定する者の農業経営の状況

#### (8) 同意

市及び農業委員会は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)のイに規定する土地ごとに(7)のアに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

#### (9) 公 告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)のアの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)のアからカまでに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

#### (10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

#### (11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

#### (12) 紛争の処理

市及び農業委員会は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の

設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

ア 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)のエに規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

(ア) その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

(イ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

イ 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

(ア) (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)のエに規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

(イ) アの規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

ウ 市は、イの規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうちイの(ア)及び(イ)に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

エ 市がウの規定による公告をしたときは、イの規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

<p>2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</p> <p>(1) 農用地利用改善事業の実施の促進</p> <p>市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域農業関係者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。</p> <p>(2) 区域の基準</p> <p>農用地利用改善事業の実施単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。</p> <p>(3) 農用地利用改善事業の内容</p> <p>農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。</p> <p>(4) 農用地利用規程の内容</p> <p>ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項</p> <p>(イ) 農用地利用改善事業の実施区域</p> <p>(ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項</p> <p>(エ) 認定農業者その他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項</p> <p>(オ) 認定農業者に対する農用地の利用 <u>の</u>集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項</p> <p>(カ) その他必要な事項</p>	<p>2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</p> <p>(1) 農用地利用改善事業の実施の促進</p> <p>市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域農業関係者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。</p> <p>(2) 区域の基準</p> <p>農用地利用改善事業の実施単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。</p> <p>(3) 農用地利用改善事業の内容</p> <p>農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。</p> <p>(4) 農用地利用規程の内容</p> <p>ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項</p> <p>(イ) 農用地利用改善事業の実施区域</p> <p>(ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項</p> <p>(エ) 認定農業者その他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項</p> <p>(オ) 認定農業者に対する農用地の利用 <u>集積</u>の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項</p> <p>(カ) その他必要な事項</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

イ 農用地利用規程においては、原則として農作業の効率化、作付地の集団化、その他農業生産の合理化に関する実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域をその地区とする地域農業関係者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号経営局長通知) 参考様式第6-1号を市長に提出して、農用地利用規程について認定を受けることができる。

イ 市長は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第3項の認定をする。

(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

(イ) 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

(ウ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

(エ) 農用地利用規程に定められた認定農業者とその他の構成員との役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資すること。

(オ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5)のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況、将来の見通し等から、農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について、農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等 \_\_\_\_\_ を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員

イ 農用地利用規程においては、原則として農作業の効率化、作付地の集団化、その他農業生産の合理化に関する実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域をその地区とする地域農業関係者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号経営局長通知) 様式第4号 \_\_\_\_\_ を市長に提出して、農用地利用規程について認定を受けることができる。

イ 市長は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第3項の認定をする。

(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

[新設]

(イ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

(ウ) 農用地利用規程に定められた認定農業者とその他の構成員との役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資すること。

(エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5)のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況、将来の見通し等から、農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について、農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等 又は農作業の委託 を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員



からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していること等農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）[第11条](#)に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、（4）のイに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

（ア） 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

（イ） 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

（ウ） 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等 \_\_\_\_\_ に  
関する事項

ウ 市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）について（5）のイの認定の申請があった場合において、特定農用地利用規程の内容が（5）のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（5）のイの認定をする。

（ア） イの（イ）に掲げる目標が（2）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

（イ） 申請者の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等 \_\_\_\_\_ を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について、利用権の設定等 \_\_\_\_\_ を受けることが確実であると認められること。

（ウ） 特定農用地利用規程において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人又は特定農業団体に利用権の設定等 \_\_\_\_\_ を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

エ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、

からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していること等農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）[第9条](#)に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、（4）のイに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

（ア） 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

（イ） 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

（ウ） 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等 [及び農作業の委託](#)に  
関する事項

ウ 市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）について（5）のイの認定の申請があった場合において、特定農用地利用規程の内容が（5）のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（5）のイの認定をする。

（ア） イの（イ）に掲げる目標が（2）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

（イ） 申請者の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等 [又は農作業の委託](#) を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について、利用権の設定等 [又は農作業の委託](#) を受けることが確実であると認められること。

（ウ） 特定農用地利用規程において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人又は特定農業団体に利用権の設定等 [又は農作業の委託](#) を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

エ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、

法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

ア (5)のイの認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者(所有権以外の権限に基づき使用及び収益をするものがある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等\_\_\_\_\_を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農業法人又は特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域において農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等\_\_\_\_\_を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 市は、農用地利用改善団体((5)のアの市の認定を受けた農用地利用規程に従い農用地利用改善事業を実施する団体をいう。)が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 市は、農用地利用改善団体又は農用地利用改善団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、上都賀農業振興事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構(公益財団法人栃木県農業振興公社)等の指導、助言を求めてきたときは、地域段階に設置される担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

ア (5)のイの認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者(所有権以外の権限に基づき使用及び収益をするものがある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農業法人又は特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域において農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 市は、農用地利用改善団体((5)のアの市の認定を受けた農用地利用規程に従い農用地利用改善事業を実施する団体をいう。)が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 市は、農用地利用改善団体又は農用地利用改善団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、上都賀農業振興事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構(公益財団法人栃木県農業振興公社)等の指導、助言を求めてきたときは、地域段階に設置される担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るための農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点から見た適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出のあった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

[削除]

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るための農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点から見た適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出のあった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化及び経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

<p>[削除]</p>	<p><u>また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。</u></p> <p><u>5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項</u></p> <p><u>第1の7（2）に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携の下、次の取組を重点的に推進する。</u></p> <p><u>（1） 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組</u></p> <p><u>ア 受入環境の整備</u></p> <p><u>栃木県青年農業者等育成センター、上都賀農業振興事務所、農業協同組合等と連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人、先進農家等と連携して、高校、大学等からの研修及びインターンシップの受入れを行う。</u></p> <p><u>イ 中長期的な取組</u></p> <p><u>生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関及び教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みを作ることで、農業に関する知見を広められるようにする。</u></p> <p><u>（2） 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組</u></p> <p><u>ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援</u></p> <p><u>市が主体となって栃木県農業大学校、上都賀農業振興事務所、農業委員会、農業士、農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修及び営農指導の時期、内容等の就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みを作る。</u></p> <p><u>イ 就農初期段階の地域全体でのサポート</u></p> <p><u>新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成及び見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために日光市新規就農者</u></p>
-------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

交流会への参加を促すとともに、日光市認定農業者協議会との交流の機会を設ける。また、日光商工会議所及び日光市直売所等連絡協議会とも連携して、市内直売所への出荷のためのアドバイスをを行うなど、生産物の販路の確保を支援する。

#### ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、農業協同組合が運営する直売所等への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供等により、きめ細やかな支援を実施する。

#### エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資事業、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策及び県の新規就農関連事業を効率的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

#### (3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については栃木県青年農業者等育成センターが、技術及び経営ノウハウについての習得については栃木県農業大学校が、就農後の営農指導等フォローアップについては上野原農業振興事務所、農業協同組合、日光市認定農業者協議会、農業士等が、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構等が役割を分担しながら各種取組を進める。

#### 4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

##### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から3までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は、栃木県の区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第23条第1項の規定による協議の要する

#### 6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

##### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は、栃木県の区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第23条第1項の規定による協議の要する

場合にあつては当該協議が調つたものに限る。)を除く。)を事業実施区域として農地中間管理事業を行う公益財団法人栃木県農業振興公社との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地中間管理事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地中間管理事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地中間管理事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。

イ 市、農業委員会、市農業公社、農業協同組合、土地改良区及び市農業再生協議会は、農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報の提供及び事業の協力を行うものとする。

ウ 市は、圃場整備事業、かんがい排水事業等による生産基盤整備事業を積極的導入し水田の大区画化を進めるとともに、ントリーエレベーター等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を目指すための条件整備を図る。

エ 市は、各種村づくり事業等を導入し、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

オ 市は、地域計画の実現に向けた積極的な取組によって、水稻、適地作物を計画的に生産する望ましい経営の育成を図ることとする。水稻以外の作物については、農業協同組合及び上都賀農業振興事務所と連携しながら収益性の高い作物を推進し、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

カ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資するよう配慮するものとする。

## (2) 推進体制等

### ア 事業推進体制等

市は、農業委員会、上都賀農業振興事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1及び第5で掲げた目標並びに第2及び第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、認識を共有する。

### イ 関係機関との連携等

場合にあつては当該協議が調つたものに限る。)を除く。)を事業実施区域として農地中間管理事業を行う公益財団法人栃木県農業振興公社との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地中間管理事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地中間管理事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地中間管理事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。

イ 市、農業委員会、市農業公社、農業協同組合、土地改良区及び日光市農業再生協議会は、農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報の提供及び事業の協力を行うものとする。

ウ 市は、圃場整備事業、かんがい排水事業等による生産基盤整備事業を積極的導入し水田の大区画化を進めるとともに、ントリーエレベーター等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を目指すための条件整備を図る。

エ 市は、各種村づくり事業等を導入し、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

オ 市は、人・農地プランの実現に向けた積極的な取組によって、水稻、適地作物を計画的に生産する望ましい経営の育成を図ることとする。水稻以外の作物については、農業協同組合及び上都賀農業振興事務所と連携しながら収益性の高い作物を推進し、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

カ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資するよう配慮するものとする。

## (2) 推進体制等

### ア 事業推進体制等

市は、農業委員会、上都賀農業振興事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1及び第4で掲げた目標並びに第2及び第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、認識を共有する。

### イ 関係機関との連携等

農業委員会、農業協同組合、土地改良区、市農業公社及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、日光市地域担い手育成総合支援協議会の下で相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

#### 第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

#### 附則

この基本構想は、平成18年6月30日から施行する。

#### 附則（平成22年6月7日日光市公告第35号）

この基本構想は、平成22年6月7日から施行する。

#### 附則（平成26年2月15日日光市公告第12号）

この基本構想は、平成26年2月15日から施行する。

#### 附則（平成26年9月11日日光市公告第93号）

この基本構想は、平成26年9月11日から施行する。

#### 附則（令和3年10月1日日光市公告第69号）

この基本構想は、令和3年10月1日から施行する。

[削除]

農業委員会、農業協同組合、土地改良区、市農業公社及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、日光市地域担い手育成総合支援協議会の下で相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

#### 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

#### 附則

1 この基本構想は、平成7年1月31日から施行する。

2 この基本構想は、平成12年3月31日から施行する。

3 この基本構想は、平成18年6月30日から施行する。

4 この基本構想は、平成22年6月7日から施行する。

5 この基本構想は、平成26年2月15日から施行する。

6 この基本構想は、平成26年9月11日から施行する。

7 この基本構想は、令和3年10月1日から施行する。

#### 別紙1（第5の1（1）カ関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

1 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に

規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

(1) 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

(2) 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

2 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

(1) 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

(2) 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

3 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

(1) 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第5の1（2）関係）

[削除]



I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当地でない認めら	1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資	1 賃借は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。 2 1の支払いは、賃借人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃借人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のもので定めた場合に、原則として毎年一定の期日までに	1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施より利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならな



		<u>借賃の支払等の定めは、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</u>	
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------	--

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

<u>①存続期間(又は残存期間)</u>	<u>②借賃の算定基準</u>	<u>③借賃の支払方法</u>	<u>④有益費の償還</u>
<u>Iの①に同じ。</u>	<u>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</u>	<u>Iの③に同じ。</u>	<u>Iの④に同じ。</u>

	<p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p>		
	<p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>		

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1 作目等毎に、農業	Iの③に同じ。この	Iの④に同じ。

		<p>の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	<p>場合において1の③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。</p>							
IV 所有権の移転を受ける場合										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1155 1059 1444 1110">①対価の算定基準</th> <th data-bbox="1444 1059 1731 1110">②対価の支払方法</th> <th data-bbox="1731 1059 2020 1110">③所有権の移転の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1155 1110 1444 1351">土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者</td> <td data-bbox="1444 1110 1731 1351">農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う</td> <td data-bbox="1731 1110 2020 1351">農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農</td> </tr> </tbody> </table>					①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期	土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農
①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期								
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農								

		<p>が、その農地に代わるべき農者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限まで対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。</p>
--	--	-----------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附則

- 1 この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。
- 2 人・農地プラン及び利用権設定等促進事業に関しては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定により地域計画を定め、及び公告するまでの間は、この基本構想による変更前の規定による。